

○岐阜産業会館の設置及び管理に関する条例施行規則

昭和45年8月6日

規則第32号

改正 昭和48年5月1日規則第31号

昭和49年4月1日規則第25号

昭和50年4月1日規則第10号

昭和51年10月8日規則第47号

昭和53年4月1日規則第25号

昭和56年4月1日規則第37号

昭和57年10月5日規則第59号

昭和60年4月1日規則第18号

昭和61年5月1日規則第26号

平成元年12月1日規則第42号

平成3年3月29日規則第29号

平成3年7月31日規則第51号

平成7年3月31日規則第28号

平成8年12月19日規則第75号

平成9年3月31日規則第25号

平成10年3月31日規則第31号

平成15年9月1日規則第64号

平成17年3月30日規則第70号

平成17年12月21日規則第151号

平成20年11月26日規則第70号

平成26年3月31日規則第20号

平成28年3月25日規則第28号

(総則)

第1条 この規則は、岐阜産業会館の設置及び管理に関する条例（昭和45年条例第8号。

以下「条例」という。）の規定に基づき、必要な事項を定めるものとする。

(会館の使用時間)

第2条 岐阜産業会館（以下「会館」という。）の使用時間は、午前9時から午後9時まで

とする。

2 前項の規定にかかわらず、指定管理者は、必要があると認めるときは、市長の承認を得て使用時間を変更することができる。

(休館日)

第3条 会館の休館日は、1月1日から1月3日まで及び12月29日から12月31日までとする。ただし、指定管理者は、必要があると認めるときは、市長の承認を得てこれを変更することができる。

(利用の制限)

第4条 前2条の規定にかかわらず、指定管理者は、会館の管理上必要があると認めるときは、市長の承認を得て会館の利用を制限するものとする。

(会館の施設の使用目的)

第5条 会館の施設の使用目的は、次の各号に定める施設の区分に従い、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 大展示場 見本市、展示会、催物等の開催
- (2) 中展示場 展示会 催物等の開催
- (3) 小展示場 展示会、催物等の開催
- (4) ホール（岐阜文化ホールと称する。） 文化の向上に関する諸行事の開催
- (5) 会議室 会議等の開催

(指定管理者の指定の申請)

第6条 市長は、条例第4条第2項に規定する条件を満たし、指定管理者として選定しようとする団体を認定するものとする。

2 前項の規定による認定を受けた団体は、条例第4条第1項の規定により次に掲げる書類を添付した申請書を市長に提出するものとする。

- (1) 定款、規約又はこれらに類する書類の写し
- (2) 法人にあっては、当該法人の登記事項証明書
- (3) 納税証明書
- (4) 事業計画書
- (5) 申請を行う日の属する事業年度の収支予算書、直近事業年度の事業報告書及び直近5事業年度の財務諸表
- (6) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

(許可の申請)

第7条 条例第7条第1項の規定による会館の使用の許可又は条例第10条第1項の規定に

よる会館の特別の設備の許可（次条及び第9条において「使用許可等」という。）を受けようとする者は、その使用しようとする日の3月前から7日前までに、岐阜産業会館利用申込書（第1号様式）を指定管理者に提出しなければならない。ただし、指定管理者が特に必要と認めるときは、この限りでない。

（利用承認通知書等）

第8条 指定管理者は、使用許可等をしたときは岐阜産業会館利用承認通知書（第2号様式。以下「会館利用承認通知書」という。）を、使用許可等をしなかったとき又は条例第9条の規定により使用許可等を取り消したときは岐阜産業会館利用不承認（取消）通知書（第3号様式）を申請者に交付するものとする。

（使用許可等の変更申請）

第9条 会館の使用許可等を受けた者（以下「使用者」という。）は、会館利用承認通知書に記載された事項を変更しようとするときは、岐阜産業会館利用承認変更申込書（第4号様式）に会館利用承認通知書を添えて指定管理者に提出し、その許可を受けなければならない。

（利用承認変更通知書）

第10条 指定管理者は、前条の規定による許可をしたときは、岐阜産業会館利用承認変更通知書（第5号様式）を申請者に交付するものとする。

（使用中止の届出）

第11条 使用者は、使用をやめようとするときは、岐阜産業会館利用中止届出書（第6号様式）を指定管理者に提出しなければならない。

（使用終了の届出）

第12条 使用者は、会館の使用を終了したときは、直ちにその旨を指定管理者に届け出なければならない。

（使用料の額）

第13条 条例第11条第1項の規定により市長が定める使用料の額は、別表第1から別表第4までに掲げるとおりとする。

（減免）

第14条 条例第11条第4項の規定により使用料の減免を受けようとする者は、岐阜産業会館使用料減免申請書（第7号様式）を市長に提出しなければならない。

（その他）

第15条 この規則の施行に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規則は、条例の施行の日（昭和45年8月6日）から施行する。

附 則（昭和48年規則第31号）

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 この規則施行の際現に改正前の岐阜産業会館の設置及び管理に関する条例施行規則の規定により会館の使用を許可された者に係る使用料の額については、なお従前の例による。

附 則（昭和49年規則第25号）

- 1 この規則は、昭和49年4月1日から施行する。
- 2 この規則施行の際現に改正前の岐阜産業会館の設置及び管理に関する条例施行規則の規定により会館の使用を許可された者に係る使用料の額については、なお従前の例による。

附 則（昭和50年規則第10号）

この規則は、昭和50年4月1日から施行する。

附 則（昭和51年規則第47号）

この規則は、昭和51年11月1日から施行する。

附 則（昭和53年規則第25号）

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 この規則施行の際現に改正前の岐阜産業会館の設置及び管理に関する条例施行規則の規定により提出されている岐阜産業会館使用許可申請書は、改正後の岐阜産業会館の設置及び管理に関する条例施行規則の改正により提出された岐阜産業会館使用許可申請書とみなす。

附 則（昭和56年規則第37号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（昭和57年規則第59号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（昭和60年規則第18号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（昭和61年規則第26号）

この規則は、昭和61年5月1日から施行する。

附 則（平成元年規則第42号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成3年規則第29号）

この規則は、平成3年4月1日から施行する。

附 則（平成3年規則第51号）

- 1 この規則は、平成3年10月1日から施行する。
- 2 改正後の別表第1、別表第2及び別表第3の規定は、この規則の施行の日以後の使用に係る使用料について適用し、同日前の使用に係る使用料については、なお従前の例による。

附 則（平成7年規則第28号）

この規則は、平成7年4月1日から施行する。

附 則（平成8年規則第75号）

- 1 この規則は、平成9年1月1日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現にこの規則による改正前の様式により作成されている用紙は、この規則の規定にかかわらず、当分の間、使用することができる。

附 則（平成9年規則第25号）

この規則は、平成9年4月1日から施行する。

附 則（平成10年規則第31号）

この規則は、平成10年4月1日から施行する。

附 則（平成15年規則第64号）

（施行期日）

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
（経過措置）
- 2 この規則の施行の際現にこの規則による改正前の様式により作成されている用紙は、この規則の規定にかかわらず、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

附 則（平成17年規則第70号）

（施行期日）

- 1 この規則は、平成17年4月1日から施行する。
（経過措置）
- 2 この規則の施行の際現にこの規則による改正前の様式により作成されている用紙は、この規則の規定にかかわらず、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

附 則（平成17年規則第151号）

（施行期日）

- 1 この規則は、平成18年4月1日から施行する。ただし、附則第3項の規定は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の際現にこの規則による改正前の様式により作成されている用紙は、この規則の規定にかかわらず、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

(準備行為)

- 3 岐阜産業会館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例（平成17年岐阜市条例第91号。以下「改正条例」という。）附則第2項の規定により改正条例の施行前において行われる指定管理者の指定に係る手続その他必要な行為については、この規則による改正後の岐阜産業会館の設置及び管理に関する条例施行規則に規定する手続の例による。

附 則（平成20年規則第70号）

この規則は、平成20年12月1日から施行する。

附 則（平成26年規則第20号）抄

(施行期日)

- 1 この規則は、平成26年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 4 第8条の規定による改正後の岐阜産業会館の設置及び管理に関する条例施行規則別表第1から別表第3までの規定は、この規則の施行の日以後の使用に係る使用料について適用し、同日前の使用に係る使用料については、なお従前の例による。

附 則（平成28年規則第28号）

(施行期日)

- 1 この規則は、平成28年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の際現にこの規則による改正前の様式により作成されている用紙(行政不服審査法(平成26年法律第68号)に基づく不服申立てに関する内容を含むものを除く。)は、この規則の規定にかかわらず、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

別表第1（第13条関係）

会場の使用料

	区分	午前	午後	夜間	全日	時間外
施設名		午前9時から 午後1時まで	午後1時から 午後5時まで	午後5時から 午後9時まで	午前9時から 午後9時まで	1時間につき

大展示場		—	—	—	112,050円	10,740円
中展示場	同時に大展示場が使用される場合で、その使用者が異なる場合	—	—	—	22,680円	2,170円
	その他の場合	—	—	—	31,835円	3,055円
小展示場		—	—	—	22,500円	2,160円
ホール (岐阜文化ホール)	土曜日、日曜日及び休日	4,750円	10,265円	13,390円	23,875円	2,725円
	その他の日	3,890円	8,745円	10,265円	19,010円	2,190円
第1会議室		3,600円	4,650円	5,340円	12,290円	1,295円
第2会議室		1,150円	1,450円	2,025円	4,115円	440円

備考

- 1 大展示場及び小展示場は、2分の1の面積に分割して使用することができる。この場合における使用料の額は、この表に掲げる額の2分の1の額とする。
- 2 第1会議室は、3分の1又は3分の2の面積に分割して使用することができる。この場合における使用料の額は、3分の1の面積を使用するときはこの表に掲げる第2会議室の使用料の額（以下この号において「第2会議室使用料額」という。）と同額とし、3分の2の面積を使用するときは第2会議室使用料額の2倍の額とする。
- 3 使用者が入場料その他これに類する対価を入場者1人につき3,000円以上徴収して使用する場合の使用料の額は、この表に掲げる額の2倍の額とする。

別表第2（第13条関係）

冷暖房設備の使用料

施設名	区分	午前	午後	夜間	1時間につき
		午前9時から 午後1時まで	午後1時から 午後5時まで	午後5時から 午後9時まで	
大展示場		—	—	—	3,785円
中展示場		—	—	—	865円
小展示場		1,295円	1,295円	1,625円	—

ホール (岐阜文化ホール)	—	—	—	1,730円
第1会議室	650円	650円	815円	—
第2会議室	215円	215円	265円	—

別表第3 (第13条関係)

冷暖房設備以外の附属設備等の使用料

区分	単位	使用料の額 (午前、午後又は夜間の各1回につき)
反響板	1式	805円
演台	1台	265円
花台	1台	110円
指揮台	1式	110円
所作台	1枚	110円
山台	1枚	25円
譜面台	1台	30円
高足	1台	25円
箱足	1台	25円
ドラム台	1台	110円
金びょうぶ	1双	650円
拡声装置 (マイクロホンを除く。)	1式	1,080円
可搬型拡声装置 (マイクロホンを除く。)	1式	540円
MDレコーダー	1台	430円
CDプレーヤー	1式	325円
ワイヤレスマイクロホン	1個	650円
マイクロホン	1台	325円
シーリングスポットライト (1キロワット)	1台	215円
サスペンションスポットライト (1キロワット)	1台	215円
サスペンションスポットライト (500ワット)	1台	160円
フットライト	1列	540円

ボーダーライト	1列	540円
アッパーホリゾンライト	1列	805円
ローラホリゾンライト	1列	540円
センターピンスポットライト	1台	805円
フロントサイドスポットライト	1台	215円
ステージスポットライト	1台	215円
ストリップライト	1列	110円
各種効果器	1台	540円
サービススポットライト (1キロワット)	1台	215円
サービススポットライト (500ワット)	1台	160円
スクリーン (可搬型)	1面	265円
ローリングタワー	1基	540円
折畳椅子	1脚	5円
折畳机	1脚	15円
ホワイトボード (会議室備付けのものを除く。)	1枚	50円
パネル	1枚	50円
仮設電話回線	1本	50円
コンセント	1回路	50円
VHSビデオデッキ	1台	540円
DVDプレーヤー	1台	540円
司会台	1台	110円
プロジェクター	1台	1,250円

備考

- 1 午前とは、午前9時から午後1時までの間をいう。
- 2 午後とは、午後1時から午後5時までの間をいう。
- 3 夜間とは、午後5時から午後9時までの間をいう。

別表第4 (第13条関係)

電力の使用料

区分	単位	使用料の額
特別の設備又は持ち込んだ機械器具による電力	1キロワット時につ	20円

使用		
----	--	--

	き	
--	---	--

備考 使用電力に1キロワット時未満の端数が生じたときは、その端数は1キロワット時として計算する。

第1号様式(第7条関係)

<p>岐阜産業会館利用申込書</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p>(あて先)指定管理者</p> <p style="text-align: right;">住所</p> <p style="text-align: right;">申込者 氏名又は名称及び法人に あつてはその代表者氏名</p> <p style="text-align: right;">電話番号 (当日の連絡責任者氏名)</p> <p>次のとおり岐阜産業会館の利用を申し込みます。</p>			
利 用 目 的 (会 議 等 の 名 称)			
利 用 日 時	年 月 日 時 分から	開 場 開演(会)	時 分
	年 月 日 時 分まで	終演(会) 閉 場	時 分
利 用 施 設 名	使 用 料	円	入 場 予 定 人 員 約
冷暖房設備利用予定 の 有 無	有 無	使 用 料	円
冷暖房設備以外 の 附 属 施 設 等 の 利 用 予 定		使 用 料	円
入 場 料 徴 収 の 有 無	有(会場整理券を含む。) 1人(円 円 円)		無
特 別 設 備 の 内 容			
そ の 他	<p>1 会館では係員の指示に従います。</p> <p>2 承認の取消し又は利用の停止を命ぜられた場合には、直ちにこれに従い損害賠償の請求等一切の求償行為は行いません。</p> <p>3 準備又は撤去は、利用者の負担において速やかに行います。</p>		

備考 該当事項に○印を付けてください。

第2号様式(第8条関係)

岐阜産業会館利用承認通知書			
			第 年 月 日 号
様		指定管理者	
年 月 日付けで申込みのあった岐阜産業会館の利用は、次のとおり承認します。			
利 用 目 的 (会 議 等 の 名 称)			
利 用 日 時	年 月 日 時 分から 年 月 日 時 分まで	開 場 開演(会) 終演(会) 閉 場	時 分 時 分 時 分 時 分
利 用 施 設 名	使 用 料	円	入 場 予 定 人 人 員 約
冷暖房設備利用予定 の 有 無	有 無	使 用 料	円
冷暖房設備以外 の 附 属 施 設 等 の 利 用 予 定		使 用 料	円
入 場 料 徴 収 の 有 無	有(会場整理券を含む。) 1人(円 円 円)		無
特 別 設 備 の 内 容			
承 認 の 条 件			

第3号様式(第8条関係)

<p>岐阜産業会館利用不承認(取消)通知書</p>	
<p>第 号 年 月 日</p>	
<p>様</p>	
<p>年 月 日付けで申込みのあった(承認をした)岐阜産業会館の利用は、次によ 指定管理者 ㊟ り承認することができません(利用承認を取り消した)ので通知します。</p>	
承認の年月日及び番号	
承認しない (取消しの) 理由	
<p>備考</p> <p>1 この処分に不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に岐阜市長に対して審査請求をすることができます。</p> <p>2 この処分に不服がある場合は、この処分があったことを知った日(審査請求をした場合にあっては、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日)の翌日から起算して6か月以内に指定管理者を被告として(が被告の代表となります。)処分の取消しの訴えを提起することができます。</p>	

第4号様式(第9条関係)

<p>岐阜産業会館利用承認変更申込書</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p>(あて先)指定管理者</p> <p style="text-align: center;">申込者 住 所(所在地) 氏 名(名 称)</p> <p>年 月 日付け第 号で承認を受けました岐阜産業会館の利用について 次のとおり変更したいので申し込みます。</p>		
変 更 す る 内 容	変 更 前	
	変 更 後	
変 更 の 理 由		
そ の 他		
(注意)1 岐阜産業会館利用承認通知書を添付してください。		

第5号様式(第10条関係)

<p>岐阜産業会館利用承認変更通知書</p>		
<p>年 月 日</p>		
<p>様</p>		
<p>指定管理者 ㊟</p>		
<p>年 月 日付で申込みのあった岐阜産業会館の利用承認の変更について次 のとおり承認します。</p>		
<p>変 更 内 容</p>	<p>変 更 前</p>	
	<p>変 更 後</p>	

第6号様式(第11条関係)

岐阜産業会館利用中止届出書

年 月 日

(あて先)指定管理者

届出者 住 所(所在地)
氏 名(名 称)

昭和 年 月 日付第 号で承認を受けました岐阜産業会館の利用は、中止
しますので、岐阜産業会館利用承認通知書を添えて届け出ます。

第7号様式(第14条関係)

岐阜産業会館使用料減免申請書

年 月 日

(あて先)岐阜市長

申込者 住 所(所在地)
氏 名(名 称)

次のとおり使用料を減免されるよう申請します。

1 利用者の種別

2 使 用 料 円

3 利 用 日 時 月 日 時から 月 日 時まで

4 利用施設名

5 利 用 目 的

6 利用(入場)人員

7 申 請 の 理 由

第1号様式 (第7条関係)

第2号様式 (第8条関係)

第3号様式 (第8条関係)

第4号様式 (第9条関係)

第5号様式 (第10条関係)

第6号様式 (第11条関係)

第7号様式 (第14条関係)